

### <サービス利用料金(1日あたり)>

利用者の要介護度に応じた利用料から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食費及び居住費に係る基準費用額の合計金額をお支払い頂きます。

※サービス利用料金は、利用者の「要介護度」に応じて異なります。また、介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」に応じて異なります。

要介護度	区 分	利用料	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	介護サービス費(573)	7,310	731円	1,462円	2,193円
	基本加算(76)				
	処遇改善加算(82)				
要介護2	介護サービス費(641)	8,150	815円	1,630円	2,445円
	基本加算(76)				
	処遇改善加算(98)				
要介護3	介護サービス費(712)	8,870	887円	1,774円	2,661円
	基本加算(76)				
	処遇改善加算(99)				
要介護4	介護サービス費(780)	9,640	964円	1,928円	2,892円
	基本加算(76)				
	処遇改善加算(108)				
要介護5	介護サービス費(847)	10,430	1,043円	2,086円	3,129円
	基本加算(76)				
	処遇改善加算(120)				

基準費用額/負担限度額	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費 ☆給付対象外	300円	390円	650円	1,360円	1,445円
居住費(多床室) ☆給付対象外	0円	370円	370円	370円	855円

### 基本加算①～⑧

#### ①日常生活継続支援加算(Ⅰ)(36円)

※介護福祉士の数が、常勤換算法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上である場合、料金が加算されます。

#### ②看護体制加算(Ⅰ)ロ(4円)

※常勤の看護師を1名以上配置し、看護職員の数が、常勤換算法で、入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、3名以上配置した場合料金が加算されます。

#### ③夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ(13円)

※夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合料金が加算されます。

#### ④精神科医師配置加算(Ⅰ)(5円)

※精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合料金が加算されます。

#### ⑤個別機能訓練加算(Ⅰ)(12円)

※専ら機能訓練員の職務に従事する常勤の専門員を配置。看護・介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき機能訓練を実施した場合料金が加算されます。

#### ⑥個別機能訓練加算(Ⅱ)(20円/月) ※利用者情報を厚生労働省へ提出し機能訓練の適切かつ有効な実施

#### ⑦口腔衛生管理加算(Ⅰ)(90円/月)

※歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が該当施設の介護職員に対して技術的助言及び指導を年2回以上行い、口腔ケアマネジメントに係る計画が作成され実施した場合料金が加算されます。

#### ⑧科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(50円/月)

※ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、疾病の状況や服薬情報の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画を見直し、サービスを適切・有効に活用した場合に加算されます。

## 処遇改善加算①②

### ①介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

※サービス利用に係る自己負担金(食費・居住費代を除く)×8.3%を乗じた額が加算されます。

### ②介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

※サービス利用に係る自己負担金(食費・居住費代を除く)×2.7%を乗じた額が加算されます。

### ③介護職員等ベースアップ等支援加

※サービス利用に係る自己負担金(食費・居住費代を除く)×1.6%を乗じた額が加算されます。

## その他加算

初期加算 30円/日

※入所日から30日に限って、料金が加算されます。

安全対策体制加算 20円/回:入所時のみ

※外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策委員会を設置し、安全対策が整備されている場合に算定されます。

入院又は外泊時の利用料金

要介護状態区分にかかわらず、1日につき246円です。ただし、一月につき6日分を限度とします。月をまたがる場合は最大で連続12日分を上限とします。

ご使用のベッドを短期入所生活介護など、他の利用者が使用することに同意され、短期入所生活介護などの利用した場合の費用負担はありません。